

平成24年（行ヒ）第451号

決定日 平成25年2月7日

当事者等

申立人 株式会社エスアールエル

相手方 東京都

同代表者 東京都労働委員会

同補助参加人 SRL契約社員労働組合

原判決の表示 東京高等裁判所平成24年(行コ)第125号(平成24年8月29日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年2月7日 最高裁判所第一小法廷